

**独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号
及び第5号の内閣総理大臣が定める基準等**

平成29年3月31日 文部科学省、厚生労働省告示第4号
最近改正：令和5年3月31日 文部科学省、厚生労働省告示第2号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）附則第8条第1項第2号及び第5号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の内閣総理大臣が定める基準等

一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第8条第1項第2号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であり、かつ、これらの合計数の6割以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。

ロ 当該施設が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第5章（第33条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。

ハ 当該施設が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。

二 法附則第8条第1項第5号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ 次の表の上欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。

施 設 の 種 類	要 件
<p>児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設</p>	<p>家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下この表において同じ。）を配置すること</p>
<p>児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この号において「令」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型を目的とするもの</p>	<p>保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた数以上であり、かつ、その6割以上が有資格者であること</p>
<p>児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第27条に規定する小規模保育事業B型を目的とするもの</p>	<p>保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること</p>
<p>児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第27条に規定する小規模保育事業C型を目的とするもの</p>	<p>家庭的保育者を配置すること</p>
<p>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が20人以上のもの</p>	<p>保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数以上であり、かつ、その6割以上が有資格者であること</p>
<p>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が19人以下のもの</p>	<p>保育従事者について、その員数が第1号イに定める数の合計数に1を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること</p>

- ロ 当該施設が令第2章（第23条第1項の規定を除く。）、第3章（第29条、第31条及び第34条第1項の規定を除く。）又は第5章（第44条及び第47条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。
 - ハ 当該施設が児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。
- 三 法附則第8条第1項第2号又は第5号の規定により、内閣総理大臣が定める基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、第1号又は第2号の基準に適合することが確認されたものとする。